

# 原水における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No			
基準	1	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため (新規項目)
基準	21	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	—	—	原水なので対象外
基準	23	—	—	原水なので対象外
基準	24	—	—	原水なので対象外
基準	25	—	—	原水なので対象外
基準	26	—	—	原水なので対象外
基準	27	—	—	原水なので対象外
基準	28	—	—	原水なので対象外
基準	29	—	—	原水なので対象外
基準	30	—	—	原水なので対象外
基準	31	—	—	原水なので対象外
基準	32	—	—	原水なので対象外
基準	33	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	49	—	—	原水なので対象外
基準	50	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	52	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

## その他の項目

追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自身が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/年	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

○ 次の施設は、濾過施設がなく、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことがあるため、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3ヶ月に1回、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を毎月1回実施します。

鶴見中央 中央 第1水源  
 鶴見中央 中央 第2水源  
 鶴見中央 中央 第3水源  
 鶴見中央 中央 第4水源

鶴見中央 吹浦 第1水源  
 鶴見中央 吹浦 第2水源  
 鶴見中央 吹浦 第3水源  
 中越浦 中越 第2水源